

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年1月31日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 7号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について
- 議第 8号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について
- 議第 9号 平成25年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 使用貸借の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 3番 清 水 栄 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 6番 捧 譽 委員 | 7番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 9番 佐 藤 満 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員 |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 15番 山ノ内 正 委員 |

16番 大竹正信 委員 17番 廣川哲也 委員
18番 田邊稔 委員 19番 五十嵐俊雄 委員
20番 坂井和弘 委員 21番 阿部銀次郎 委員
22番 野水敏秋 委員 23番 野崎文夫 委員
24番 高山博 委員 25番 佐藤裕雄 委員
27番 星野英治 委員 28番 藤田吉則 委員
29番 渡邊一英 委員 30番 原正利 委員
31番 小師勉 委員 32番 目黒伸一 委員
34番 蒲澤正 委員 35番 小林六一 委員

欠席委員 3名

2番 鶴巻純一 委員 26番 阿部新一郎 委員
33番 山田佳典 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂純司
事務局 次長 渡邊博之
経営基盤係副参事 麦倉政勝
農地係主任 堀江定昭

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

私のほうから情報として話をさせていただきます。来月に入りますと、三条市は転作の配分をするところでございます。まだ決定事項ではありませんが、数量配分につきましては、県全体として0.5%マイナスということでなっております。三条市の場合は0.1%増ということで減反、昨年度とほぼ同じ、横ばいになってくるのではないかという話でございます。

各地域の内容を見ますと、三条地区においてはマイナス0.2%、栄地区は0.9%の増ということでございます。そして、下田はマイナス0.7%ということになっておる次第でございます。

それでは、出席状況を申し上げます。現在、定員35名のところ、欠席3名、出席32で、会議は成立いたします。

なお、議事録署名人につきましては、定めにより私から指名をいたします。9番、佐藤満委員、27番、星野英治委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

19ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定55件、26万852.71㎡、再設定50件、29万5,184.06㎡、所有権移転2件、5,004㎡であります。合計では107件、56万1,040.77㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの461番から順に説明いたします。

461番は、新光地内の農地2筆、1,992㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約260万円であります。

462番は、新光地内の農地3筆、3,012㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約270万円であります。

463番は、興野3丁目ほか地内の農地3筆、3,709.3㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

464番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、2,033㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

465番は、須戸新田地内の農地9筆、9,170㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

466番は、月岡4丁目地内の農地1筆、628㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

467番は、月岡4丁目地内の農地2筆、591㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

468番は、桑切地内の農地4筆、1,988㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

469番は、森町地内の農地1筆、1,967㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

470番は、曲谷地内の農地1筆、2,833㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

471番は、下大浦ほか地内の農地12筆、4,243㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

472番は、月岡ほか地内の農地5筆、2,460㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

473番は、上須頃地内の農地1筆、1,021㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

474番は、荻島地内の農地2筆、2,042㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

475番は、代官島地内の農地5筆、4,282㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

476番は、長野地内の農地1筆、3,027㎡を新規により5年間利用権設定する

ものであります。

477番は、長野地内の農地2筆、5,534㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

478番は、落合地内の農地4筆、2,463㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

479番は、落合地内の農地32筆、1万845,41㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

480番は、大平地内の農地2筆、4,339㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

481番は、笹岡地内の農地1筆、951㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

482番の1は、東鱒田地内の農地1筆、1,882㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

483番の1は、上保内地内の農地2筆、2,815㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

484番の1は、下保内地内の農地1筆、1,235㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

485番の1は、西大崎2丁目地内の農地3筆、2,776㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

486番の1は、月岡1丁目ほか地内の農地11筆、6,056㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

487番の1は、長沢地内の農地10筆、1万440㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

488番の1は、下保内地内の農地5筆、4,705㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

489番の1は、東鱒田地内の農地3筆、4,131㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

490番の1は、須戸新田ほか地内の農地22筆、2万952㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

491番の1は、上保内地内の農地1筆、995㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

492番の1は、東本成寺ほか地内の農地10筆、1万4,219㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

493番の1は、片口地内の農地5筆、1,142㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

494番は、柳川新田ほか地内の農地9筆、1万591㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

495番は、塚野目地内の農地3筆、2,345㎡を新規により9年間利用権設定す

るものであります。

496番は、三貫地新田地内の農地5筆、2,546㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

497番は、塚野目ほか地内の農地3筆、2,921㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

498番は、塚野目地内の農地1筆、1,685㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

499番は、塚野目地内の農地2筆、2,981㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

500番は、三貫地新田地内の農地1筆、396㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

501番は、塚野目ほか地内の農地21筆、1万6,015㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

502番は、鶴田地内の農地1筆、2,023㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

503番は、須戸新田地内の農地2筆、1,388㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

504番は、柳場新田地内の農地3筆、1,294㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

505番は、金子新田地内の農地1筆、2,445㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

506番は、荻島地内の農地4筆、2,980㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

507番は、井戸場地内の農地1筆、1,031㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

508番は、代官島ほか地内の農地7筆、5,874㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

509番は、鬼木地内の農地2筆、422㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

510番は、名下地内の農地8筆、1万1,918㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。この欄の右側の貸借料といたしまして、土地改良費償還金相当額と記載されております。確認いたしましたところ、金額に換算いたしますと、10a当たり1万6,800円相当ということになりますので、報告させていただきます。

続きまして、511番は新光地内の農地19筆、1万7,621㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

512番は、塚野目ほか地内の農地10筆、9,807㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

513番は、柳川新田地内の農地1筆、2,023㎡を新規により9年間利用権設定

するものであります。

514番の1は、小古瀬地内の農地1筆、4,545㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

515番の1は、小古瀬地内の農地1筆、5,000㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

516番の1は、福島新田地内の農地3筆、8,959㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

517番は、上大浦地内の農地9筆、8,568㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の518番から19ページの567番までの50件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、20ページをごらん願います。番号で言いますと、482番の2から22ページの516番の2までの枝番がついております15件、8万9,852㎡につきましては、農用地利用集積円滑化事業で新規設定により9年間から10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思っております。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、1月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午後12時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められています議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定55件、再設定50件、所有権移転2件、合計件数107件、面積にして56万1,040.77㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

30ページをごらん願いたいと思います。今月の申請は、12件の申請で、合計14万5,191.61㎡であります。

それでは、戻りまして24ページの69番から順に説明いたします。

69番は、吉田地内の農地2筆、3,588㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約740万円であります。

70番は、取り下げでございます。

71番は、早水地内の農地1筆、62㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

72番は、井栗2丁目地内の農地6筆、3,032㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

73番は、上保内ほか地内の農地38筆、1万7,329.91㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

74番は、金子新田ほか地内の農地60筆、2万5,676.18㎡を経営の若返りを図るため、後継者が使用貸借権を設定するものであります。

75番は、代官島ほか地内の農地25筆、1万5,642.06㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

76番は、井戸場地内の農地11筆、7,271㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

77番は、井戸場地内の農地19筆、5,245.66㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

78番は、蔵内ほか地内の農地5筆、1万9,558㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

79番は、葎谷ほか地内の農地14筆、3,258.56㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

80番は、笹岡ほか地内の農地20筆、1万7,740.24㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

81番は、濁沢地内の農地21筆、2万6,788㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの10件、合計件数12件、面積14万5,191.61㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

まず、31ページをごらん願います。今月の申請は、1件の申請で、979㎡であります。

26番から説明いたします。

26番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、979㎡を自家用車庫1棟と貸し駐車場22台の用地として利用したいものです。場所につきましては、南小学校南側隣接地で第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして979㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、34ページをごらん願います。6件の申請で、合計1万2,108㎡であります。

それでは、戻りまして32ページの111番から順に説明をいたします。

111番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

112番は、西裏館3丁目地内の農地2筆、1,966㎡を売買により取得し、宅地造成10区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円であります。場所につきましては、レディスクリニック石黒北東側350m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

113番は、三柳地内の農地2筆で、888㎡を売買により取得し、貸し駐車場27台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円です。場所につきましては、三柳石動宮の北西側100m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

114番は、今井地内の農地7筆で、7,847㎡を売買により取得し、倉庫、事務所1棟、駐車場76台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約7,000円です。場所につきましては、老人ホーム長和園の西側300m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

115番は、鬼木地内の農地1筆、194㎡を賃借権の設定により取得し、農業機械格納庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、鬼木集会所南側200m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

116番は、下保内地内の農地1筆で、234㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、保内緑化木センター東側300m付近で、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして6件、面積にして1万2,108㎡で、112番、114番の現地調査と114番の事情聴取を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

35ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は、1件であります。

議案中の番号1の被相続人は、平成24年7月9日死亡され、相続人の協議の結果、遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて7,258.49㎡でございますが、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は2,596㎡で、農地として適正に管理されています。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第2調査部会長(8番刈屋一夫委員)

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、全て農地として適正管理されており、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

この議案は、別冊となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』説明いたします。

今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございません。

まず、三条地区についてご説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更1件、携帯中継基地局1件について三条農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものです。

三条地区の1件目について説明いたします。

申請人は、株式会社小池であります。株式会社小池は、衣料品、食料品、日用雑貨品等の小売業を営んでおり、西大崎地内に店舗を構えております。しかし、売り上げ増大を目指すため、店舗の拡張をしたいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらんいただきたいと思います。

申請土地は、三条市西大崎1丁目1809番地ほか1筆でございます。合計で1,447㎡です。当該土地は、既存店舗の南側に位置しております。

続きまして、2件目について説明いたします。

申請人は、ソフトバンクモバイル株式会社であります。申請人は、携帯通信事業者であり、三条エリアに携帯中継基地局設置計画を進めております。今回目的エリアに携帯中継基地局の用地を確保するものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（2）をごらんください。

申請土地は、三条市嘉坪川字新通1212-1のうち164.39㎡です。

なお、当案件は農地転用許可不要案件でございます。

次に、栄地区について説明いたします。

栄地区でお願いする案件は、携帯中継基地局1件について、栄農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものです。

申請人は、ソフトバンクモバイル株式会社でございます。申請人は、携帯通信事業者でありまして、栄エリアにおいても携帯中継基地局設置計画を進めております。今回目的エリアに携帯中継基地局の用地を確保するものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらん願ひしたいと思います。

土地は、三条市前谷地字前田30-1のうち80㎡でございます。

なお、この当案件につきましても先ほどと同じように農地転用許可不要案件でございます。

次に、下田地区について説明いたします。

下田地区でお願いする案件は、重要変更2件、軽微変更1件、携帯中継基地局1件について、下田農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

下田地区の1件目について説明いたします。

申請人は、長沢地内に居宅を構えておりますが、県道下田見附線の拡張改良工事に伴い、住宅と作業所及び格納庫を建築したところ、農振農用地であったため本申請を行うものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんください。

申請土地は、三条市長沢字カフシ沢1430-1ほか1筆、385㎡です。当該土地は、申請者の既存住宅の東に隣接しております。

下田地区の2件目について説明いたします。

申請人は、田屋地内に居宅を構えておりますが、五十嵐川河川災害復旧工事により永田新橋かけかえ及び引き堤防計画の対象地内となっしまい、移転を迫られております。よって、同集落内に住宅及び作業所兼倉庫を建設したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんいただきたいと思っております。

申請土地は、三条市田屋字菅原258-1のうち800㎡です。

当該土地は、申請者の自宅の北西側に位置しております。

下田地区の3件目について説明いたします。

申請人は、長沢農機利用組合の代表であります。既存の農舎が老朽化及び手狭ということで、申請地に農舎を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(3)をごらんください。

申請土地は、三条市長沢字沢見948-1のうち531㎡です。当該土地は、申請者の農機具格納庫の東側に隣接しております。

下田地区4件目について説明いたします。

申請者は、ソフトバンクモバイル株式会社でありまして、申請人は携帯通信事業者であり、下田エリアに携帯中継基地局設置計画を進めております。今回目的エリアに携帯中継基地局の用地を確保するものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(4)をごらんください。

申請土地は、三条市高屋敷字前新田126-1のうち80㎡でございます。

当案件は、農地転用許可不要案件であります。

以上、7件であります。ご審議の上、意見を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区2件、面積は1,611.39㎡、栄地区1件で、面積は80㎡、下田地区4件で、面積は1,796㎡、現地調査を含む書類審査を行い、全件、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長、自席へお戻りください。

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』、2件を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』説明いたします。

議第7号の本日ご配付させていただきました参考資料をごらん願いたいというふうに思います。

先般1月24日でございますけれども、委員の皆様から選挙人名簿の審査をいただきました。その審査結果に基づき投票区、行政区ごとの登録者数を集計したものでございます。三条市全体では4,526世帯、男性6,450人、女性5,351人、計1万1,801人でございます。

それから、昨年1月31日の数字と比較いたしますと、三条地区ではマイナス53人の5,152人でございます。栄地区ではマイナスの35人、3,033人でございます。下田地区ではマイナスの41人、3,616人でございます。市全体では129人のマイナスで1万1,801人でございます。

登録者数は以上のとおりであります。ご決定をいただきますと、総会終了後、選挙管理委員会に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』説明いたします。

これも本日お配りした資料でございます。議第7号参考資料をごらんいただきたいと思っております。

ご承知のように、選挙人名簿の申請がなかった場合に代申制度があります。参考資料のとおり、投票区ごとの代申件数であります。三条地区では12投票区の計で572件、栄地区では9投票区の計で334人、下田地区では13投票区の計で666件、市全体では34投票区の計で1,572件でありました。

以上、議第7号及び議第8号について、よろしく審議をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、議第7号、議第8号につきましては、ただいま事務局が申し上げたとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『平成25年度農作業賃金及び機械作業料金について』議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経緯があります。今回も農政対策部会に付託したらいかがかと提案申し上げますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものといたします。

それでは、議第9号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

農政対策部会長、野水委員、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

報第2号から報第7号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会の案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山委員。

第1査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番なので、2月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の部会は、2月25日9時からということで、よろしくお願いいたします。

なお、来月の総会は28日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（27 番）
